

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第63号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市宮前コミュニティセンター	名古屋市北区上飯田東町 4 丁目53番地
------------------	----------------------

」

「

名古屋市宮前コミュニティセンター	名古屋市北区上飯田東町 4 丁目 505 番地
------------------	-------------------------

」

「

名古屋市六郷北コミュニティセンター	名古屋市北区山田町 3 丁目46番地
-------------------	--------------------

」

「

名古屋市六郷北コミュニティセンター	名古屋市北区山田三丁目 3 番16号
-------------------	--------------------

」

を

に

に

改める。

附 則

この条例は、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。